

豊中市上下水道局債券運用細則

1 目的

この細則は、豊中市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が豊中市上下水道局公金管理基準第4の規定により債券運用を行う場合の、適正な執行を図るための細目を定めることを目的とする。

2 公金の範囲

この細則で債券運用する公金は、水道事業会計及び公共下水道事業会計に属する現金とする。

3 債券の選択基準

運用利益の確実性を図るため、償還日までの保有を原則とした上で、運用する債券の選択にあたって考慮すべき事項及びその優先順位は、

安全性の確保・・・リスクが少なく、かつ、元本償還が保証される債券であること。

流動性の確保・・・必要に応じて、換金が随時可能な債券であること。

有利性の追求・・・利回りが銀行預金の利率よりも有利であることが期待できること。

とし、新発債、既発債を問わず、残存期間が概ね2年を超えない債券で、購入価格が額面価格を上回らないものとする。

4 運用する金融商品の種類等

債券は、国債、地方債、政府保証債とし、運用額、期間、利回り等から、概ね下記の金融商品から選択する。

(1) 割引短期証券(TB)・・・期間：1年

(2) 政府短期証券(FB)・・・期間：原則13週

(3) 国債・・・期間：2、5、10、20、30年

(4) 割引国債・・・期間：3年

(5) 政府保証債・・・期間：債券の種類により異なる。

(6) 公募地方債・・・期間：5年、10年

5 債券の購入

運用する額や期間等の条件、豊中市公金の管理に関する基本方針及びこの細則前2項の規定から判断して、最適な金融商品を選択し購入するものとする。

6 債券購入先の選定方法

豊中市公金の管理に関する基本方針第6(1)に規定する国債等の購入先の選定は、原則として、利率又は利回りの入札方式(又は引き合い)により行う。

7 購入債券の記録及び保管

管理者は、購入した債券の具体的な内容等を明確にするため、運用日及び債券ごとに「債券購入整理簿」を作成し、下記の事項に関する内容を記録し保管しなければならない。

購入債券の名称

購入日及び購入価格

購入先の証券会社等の名称及び選定方法・選定理由

運用期間

満期日又は売却日

償還価格又は売却価格

受取り利息の合計額

売却益

運用期間中の利回り

期間中の売却の場合はその理由

その他の参考事項

8 その他

豊中市公金の管理に関する基本方針及びこの細則に定めるもののほか、債券運用に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から実施する。

この基準は、平成20年4月1日から実施する。